

三原市介護保険事業者における事故等発生時の報告要領

1 目的

この要領は、三原市内の介護保険指定事業者及び基準該当事業者（以下「事業者」という。）が行う介護保険適用サービス（以下「サービス」という。）で事故等が発生した場合、本市及びその他関係自治体に対する必要な報告の基準及び手続きを定めることにより、事業者が行うサービスの適正な執行及び質の向上を図ることを目的とする。

2 報告の対象

報告の対象となる事故等は、次に掲げるものとする。

(1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故等の発生

- ① 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。なお、通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。
- ② 「ケガ又は死亡事故等」とは、死亡事故の他、転倒や誤嚥等のサービス提供時の事故により、医療機関で受診（往診を含む。）や入院をした場合を指す。後日、骨折等が判明し、通院又は入院を要することになった場合については、判明次第、速やかに報告すること。
- ③ 事業所の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失であっても、②に該当する場合は報告すること）
- ④ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるとき（トラブルになる可能性があるとき）は報告すること。
- ⑤ 事故報告後、事故が原因となって死亡した場合又はその疑いがあるときは、死亡が判明次第、速やかにその経過について報告すること。

(2) 食中毒若しくは感染症の発生又はそれが疑われる事例

食中毒又は感染症（インフルエンザ、ノロウイルス、疥癬等）の発症又はそれが疑われる事例において、次のいずれかに該当する場合は報告する。なお、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

- ① 同一の食中毒若しくは感染症若しくはそれらが疑われる者が同時に10人以上若しくは事業所の定員の半数以上のどちらかを超えた場合又は事業所における感染症が原因となり死亡した場合。
- ② ①に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告が必要と認めた場合。

(3) 事業所の職員（従事者）の法令違反又は不祥事等の発生

利用者からの預り金の着服、送迎時の交通事故等、利用者の処遇又は家族に対して影響があるものは報告する。

(4) 利用者が行方不明になった場合

利用者が行方不明になった事例において、次のいずれかに該当する場合は報告する。

- ① 行方不明になったその当日中に発見できなかった場合
- ② 警察に捜索願を届け出た場合

(5) 施設等の管理上の事故によって利用者に影響を与えた場合

施設内での火事等の発生など、施設管理上の事故等により利用者に影響を与えた場合は報告する。

(6) 高齢者に対する虐待若しくはそれが疑われる事例

事業所の職員（従事者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は報告する。

(7) その他、報告が必要と認められる事故の発生

(1)から(6)のほか、サービスの提供において利用者の処遇に著しく影響を与えた場合は報告する。

3 報告先

2の各号に該当する事故等が発生した場合は、事業者は速やかに別紙の様式を用いて高齢者福祉課へ報告する。なお、他市町村の被保険者に係る事故等の場合は、当該市町村にも報告すること。

4 報告の方法・手順

事業者は、事故等発生後、利用者の救護等、家族及び関係居宅支援事業者への連絡等の必要な措置をした後、速やかに報告するものとする。

- (1) 利用者及びその家族と紛争になった場合など、事故処理が長期間にわたる場合は、適宜その経過を報告するとともに、終了した場合には報告すること。
- (2) 事故発生報告書は、原則持参とする。やむを得ない場合は郵送とするが、その際には誤送のないよう十分に注意すること。
- (3) 死亡事故など緊急を要する場合は、速やかに電話で連絡し、後日事故発生報告書により報告すること。

5 報告内容の変更等における再報告

3において、報告の内容に変更、修正又は追加等が生じた場合は、再度報告することとする。

6 報告の取扱い

本市は、5及び6により受けた報告の取り扱いについて、個人情報に十分注意し、個人情報の漏洩、改ざん又は滅失の防止等適正な管理を行うとともに、事業者のサービス

による事故等の発生の事実確認及びその調査，指導の目的以外には使用しない。

7 報告内容の確認

- (1) 本市は，報告の内容に応じて事故等に係る状況の確認を行うとともに，その内容について疑義，不備又は不足があると認められるときは，報告者に対して事実の再確認を行う。
- (2) (1)において，再確認を受けた報告者は，本市の指示により，事故等に係る状況を再報告するとともに，事故等への対応について指導を受けた場合は，これに従うものとする。

8 関係自治体への連絡，報告等

- (1) 本市は，報告を受けた内容により，事業所に法令及び指定基準違反の恐れがある場合又は事故等防止の観点から特に必要と判断する場合は，広島県ほか関係自治体に連絡するとともに，以後の対応について必要な連携を行う。
- (2) (1)において，事業所の所在地が本市以外の場合，事実確認にあたって必要があるときは，本市は事業所の所在地である市町村と連携を図るものとする。

9 適用年月日

平成20年4月1日